一　解除に係る保安林の所在場所　広島県廿日市市大野字経小屋一八一四の一六（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村小島五七六の一六・五七六の一七（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐清水市有永字扇山一〇三五の二〇、一〇三五の二二、一〇三五の二四、一〇三五の二五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐清水市有永字扇山一〇三五の二三、一〇三五の二六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山二三九八の二・二四〇〇の三（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字ハンタ一二七〇の三一・一二七〇の三三・一二七〇の三六から一二七〇の四三まで・一二八〇の一四・一三五四の四・字竹原一四四六の三七（以上十三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字中津原字芝ノ中二七一二の三から二七一二の五まで・二七一三の一・二七一三の三・二七一七の三から二七一七の五まで・二七一九の二（以上九筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字松岡七〇八・七〇九の一（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市山之内字大野乙五二八の一（次の図に示す部分に限る。）、字美ノ谷乙四七四の九、乙四七四の一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市小倉字東山九二四の一・九二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊市山本町河内字逆瀬二二九八の三二、二二九八の三三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市上切町赤羽根一の一、一の三一から一の四二まで、三の二五、三の二九、三の三四、三の六七、杉本町竜四一の二、大水口四七の一一、堂貝戸二一の四（次の図に示す部分に限る。）、稲場下一の三、太田町蟹田八の一、一一の一、茗ケ平一八の一、一八の二、一八の四、大坪町是在二一の二、山吹四八・四九合併（次の図に示す部分に限る。）、大入一六（次の図に示す部分に限る。）、槙本町白石三四の一（次の図に示す部分に限る。）、細平三〇の五、東洞四の一、小渡町七升蒔二の七、九の一、九の四、一〇の一、石田一六の三六、セイゴ一の二（次の図に示す部分に限る。）、ゼニガメ二の二一（次の図に示す部分に限る。）、九の九、広畑一四の一、池島町東沢七の一・七の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の一九から四の二一まで、七の四、七の一〇、七の三九から七の四七まで、堀切一八の三七（次の図に示す部分に限る。）、一七の一二、一七の一三、一七の二〇、一七の二七、一八の五、一八の五〇、一八の七七、一八の一〇四、万町町藤下六、七の二、七の三、東萩平町西山一の三、一の六、一の七、七・八合併、九の五から九の七まで、九の一一、一六の一から一六の三まで、二〇の一、山ノ田一、二〇、二一の一、二一の三、入洞九の一、須渕町若里洞九〇二の一から九〇二の八まで、九〇三の一、九〇三の三、九〇五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）